

総務委員会会議録

平成24年7月30日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:49

案 件

1. コミュニティバスの運用について

【 報告事項 】

- | | |
|---------------------------|---------------|
| 1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について | (中心市街地活性化推進課) |
| 2. 平成24年7月九州北部豪雨の被害状況について | (総務課) |
| 3. 東日本大震災被災地職員派遣について | (人事課) |
| 4. 平成24年度職員採用試験について | (人事課) |
| 5. 市県民税変更決定処分取消請求控訴事件について | (課税課) |

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「コミュニティバスの運用について」を議題といたします。「平成24年度予約乗合タクシー・コミュニティバスの運行状況について」執行部の説明を求めます。

公共交通対策課長

お手元にお配りしております資料についてご説明させていただきたいと思っております。平成24年度の予約乗合タクシー及びコミュニティバスの運行状況に関しまして、6月末までの状況につきましてご報告いたします。報告につきましては、前回の総務委員会で報告いたしました4月末の状況と直近の6月末の状況をもとに、お配りしております資料を用いまして、ご報告させていただきます。

まず、予約乗合タクシーの利用状況についてご説明いたします。4月から6月までの3カ月間の利用者登録数、予約件数の状況につきましては、【1】(1)、一番上の段の表でございますが、地区別に記載いたしております。利用者登録数につきましては、4月から6月までの3カ月間の累計では3,400人となっております。4月末の状況と直近の6月末の状況を比較しますと、1,072人の増加となっております。予約件数につきましては、3カ月間累計では4,545件となっております。4月末から6月末までに3,416件の増加となっております。この予約件数につきましては中段の表でございますが、(2)に月毎の状況を記載しております。4月におきましては20日間の運行日数において、1か月間の予約件数合計が1,129件、1日平均では56.5件でしたが、6月におきましては21日間の運行日数におきまして、1か月間の予約件数合計が1,892件、1日平均では90.1件となっております。これらを4月末の状況と比較いたしますと、予約件数は1日平均で33.6件の増加となっております。

次に、【2】の一番下、下段の表でございますが、コミュニティバスの運行状況についてご説明します。利用者数合計及び1日平均利用者数でございますが、6月の状況としまして、穎田・飯塚線は6月の1か月間の利用者数合計が359人、1日平均利用者数は17.1人、庄内・飯塚線では利用者数合計は437人、1日平均利用者数は20.8人、筑穂・飯塚線では利用者数は982人、1日平均利用者数は46.8人となっております。3路線を合わせますと、6月の1か月間合計では1,778人と4月と比較しまして198人の増加、1日平均利

利用者数では6月は84.7人と、4月と比べて5.6人の増加となっております。

現在の周知・広報活動につきましては、これまでと同様に予約乗合タクシーの利用方法について、ご要望のございました市内各地の自治会等に赴きまして、いきいきサロン等におきまして説明を行う活動を継続して実施しております。その一方で、一般市民に広く予約乗合タクシー並びにコミュニティバスの利用方法の説明ができる機会としまして、今月に入りまして、各地区公民館で2度目の説明会を開催しているところでございます。また、これらの公共交通機関について関心を高めていただくように、本町商店街での百縁市やイオン穂波店におきまして、街頭での周知活動も実施しております。

今後の周知・広報活動の予定でございますが、各地区で開催しています説明会におきましては、高齢者の方の理解が深まり、利用促進に効果がでております。各地区の自治会等から説明会開催のご要望も多数っておりますので、今後ともこの活動に力を注いでいくとともに、集客力の大きい施設等での街頭啓発を実施するなど、今後とも周知・広報活動に力を入れていきたいというふうに考えております。

以上で、予約乗合タクシーとコミュニティバスの運行状況の報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

明石委員

関係の方が非常に努力されているのはわかりますけれど、実は説明会においてですね、この前筑穂の説明会に参加しましたけれど、人数は以前よりすごく少ない。これはもう当然だと思います。しかし、説明よりも実はこうしたいがいいんじゃないか、こうできないのかという質問が非常に多かったと思います。こういう点で各地区の、まあ何力所かいまされた問題点をぜひ聞かせてほしいなと思っています。

公共交通対策課長

委員が出席されました筑穂におきましては、従来、平成21年度から3カ年の実証運行を行いましたコミュニティバスに近い形でバス停をふやすなり、路線をふやしてほしいという要望がされておりましたし、駅への予約乗合タクシーの乗り入れをしてほしい等々の要望がされておりました。他の地区につきましては、基本的には予約乗合タクシーの利用方法、登録の仕方がわかりにくいということが、原則ございましたために地区公民館単位で説明会を開いておりますので、その内容についての質問、または地域限定型でございますので、これをもう少し広げてほしいとか、周辺地域に大きな施設があるのに便宜を図ってそこまで乗り入れることができないかという形のご要望がされております。これらの要望につきましては、当然国のほうに申請を行いまして運行許可をいただいておりますので、年度中途での変更はできませんが、改善できるところは改善に努めていきたいという答弁をしながら、説明に回っている状況でございます。

明石委員

乗合タクシーについては、そんなに不平とか、不満とかこうしてほしいとかいう要望はそんなになかったと思いますけれど、実はコミュニティバスの件についてはいまも課長が言われたようにせっかく通るのにバス停が少ないと。中間のバスがすごく少ないので、ぜひこれをふやしてほしいということと、もう少しコミュニティバスを延ばせないかと。これは筑穂の関係ですけどね。これについて、いま課長が答弁されましたけれど、国土交通省ですかね、このバスの問題は。これはバスの駐停車についてはあれですか、変更するのに時間がかかるわけですか。

公共交通対策課長

許可権は当然いま申されましたように、国土交通省、運輸局が所管しておりまして、それに

つきましては路線、またバス停等も含めてきちっと届出を出して許可を受けておまして、年度中途に、数カ月間のうちに内容等の変更というのは難しいと。あくまでも年度単位で利用者状況とか、そういうのを十分把握した中で要望の変更等はですね、当然要望する以上はそれなりの具体的な内容が必要でございますので、そういう部分を十分精査した中で申請という形になりますので、年度中途ということは難しいと思っております。

明石委員

私がちょっと聞いたことで、これは今のシステムに合うかどうか、ちょっと疑問なところもありますけれど、今のバスじゃなくて観光バスを使ったら、どこでも停まれるんじゃないかという意見をちょっと聞きました。こういうのについては何かお考えというか、そういう方法とかいうのはないんでしょうか。

公共交通対策課長

観光バスを使ったような乗り物は現在は検討はいたしておりません。あくまでも委員のほうから言われましたように、いろんな要望がありまして、要望を吸い上げる形では、今後進めていきたいと思っておりますが、まず最初に申しましたように、周知期間でございます。周知していく形で、知らずにとか、面倒だとか、利用しづらいという具体的にきちっと理解できずにそういう情報が飛び交っておりますので、こまめに市民の皆様説明をしながら、利用していただけるようなことを努めていきたいというふうに現在では考えております。

明石委員

うわさとかそういうのじゃなくて、実は、これは潁田地区に支店がありません誠心物流という会社が現在1カ月1,000円で予約という形でしていますよね。その中で観光バスを使えば、ある程度自由が利くということを実際にこの部長から聞いていますもので、それが、いま言いましたが、すぐに飯塚市のほうに当てはまるかどうかは別として、ぜひですね、観光バスだったらそういうあれは、例えば桂川駅に停めてくれと言われたら、それを停めても国土交通省とか、他のものとかから問題は出てないはずですよ。そういう利用方法もありますよということですから、ぜひ参考にしてほしいということと、もう1つ宮若市でぐるぐるバス運行というのを行なっています。これは各病院とか、スーパーとか、そういうところに1カ月、最低4万円のお金をいただいて運行するという方法ですね。そういうのも合わせて宮若市の場合は5社ぐらいから最低1カ月4万円の寄附をいただいてするということではおられて、約50万円かかるということです。費用がですね、バスの。そういう方法もまたあるんじゃないかと思ひまして、ぜひですね、今後、地区地区によっては非常に難しいところはあると思ひますけれど、ぜひ検討をしていただくことをお願いして、この質問を終わりますけれど、ぐるぐるバスの件について、もしお話があれば、ぜひ聞かせてほしいと思ひます。

公共交通対策課長

改めて申し述べることはないかと思ひますが、国土交通省、国の基本的な考え方ではあくまでも民間が事業をしている部分に影響を与えない範囲で、民間の補完という形で行政がしなさいよという形の分になっております。先ほどご紹介いただきました宮若のぐるぐるバス、企業の出資によって運営するとか、また潁田のほうでもそれに近い部分が検討されているみたいですけど、そういう民間が取り組めるところは民間にという国の考えでありますので、民間ができない、採算が合わない、とれない、それでいて交通弱者、社会弱者と言われる方々の利便性の確保という部分で行政は頑張っていきたいという形で、ただ委員言われました部分は、今後十分参考にしながら検討して行きたいというふうには考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

先ほど明石議員のほうからも話があったおりましたけれども、潁田地区においていま予定さ

れているジャスコまでですか、バスを運行されるということで、報道されているんですけども、そちらについてわかっている範囲で構いませんので、説明していただけますでしょうか。

公共交通対策課長

最初にお断りしておきますけれども、あくまでも新聞報道程度の情報しか我々のところも入っておりませんので、そのところをお含み置きいただきたいと思います。いま委員から質問されました頼田会員制バスの概要についてでございますが、頼田地区から市の中心部を運行する頼田地区の会員制バスにつきましては、市商工会頼田支所と誠心物流などで組織されています飯塚市頼田地区会員バス運行管理委員会が運営すると聞き及んでおります。新聞報道でされている内容でございますが、ご説明いたします。今回の運行はテスト運行ということで、運行期間は8月、9月の2カ月間。運行ルートは頼田地区と市中央部を直接結ぶルートで国道200号バイパスを經由し、市中心部の市役所、飯塚病院、本町商店街、イオン穂波店を結ぶルートでございます。利用できるのは、事前に会員登録した頼田地区に住民票のある方のみでございます。料金のほうは登録手数料の100円と登録料が小学生以上は1,000円、未就学生は500円となっており、テスト期間中は乗り降り自由でございます。運行日時は、平日の午前8時30分から午後5時ごろまで、1日4往復いたします。バスの運行は誠心物流株式会社がいき、登録等の手続は市商工会頼田支所にて行うと報道されております。

永末委員

ありがとうございます。今ご説明いただきましたような内容のバスがテスト運行されるということですが、実際こういったバスの運行がされると、市が今やられている予約乗合タクシー、コミュニティバスといったところは、こういった影響を受けるというふうに考えられておるのでしょうか。

公共交通対策課長

現時点では、今回の運行がテスト、2カ月間のテスト運行でありますし、まだ運行開始前でございますので、どの程度のコミュニティバス、また西鉄バスの運行に影響があるものか不明確なところでございます。今後、データ分析や情報収集をしながら、必要に応じて対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

宮嶋議員

今の質問の続きなんですが、100円の登録料と月1,000円ですね、これはどうやって財政的に成り立っていくのかというのを聞いてもわからないかもしれませんが、こんなことができるだったら、飯塚市もできるんじゃないかなと思ったんですけど、そこらへんはわかりませんか。

公共交通対策課長

先ほど明石委員のほうからも宮若市の件も同じ誠心物流がしているということで、月4、50万の経費が必要であるという新聞報道はありましたし、そういう部分で採算が合うのか合わないのかということは、市が一切関わっておりませんので、経営というものが成り立つかどうかというのは段階では検討しておりませんのでちょっとわかりません。

宮嶋議員

ぜひいろんな方法が、先ほどからぐるぐるバスとかいうことも出ていますけれども、いろんなことが考えられるので、できたらそういう部分についても参考になるというか、部分があるんじゃないかなと思うので、ぜひ研究をしていただきたいと思いますというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり執行部から5件について報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「飯塚市中心市街
地活性化の取組み状況について」、報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

これまでの経過及び今後のスケジュールについて主なものを説明いたします。資料を提出し
ておりますので、資料をお願いいたします。タウンマネージャーにつきましては、7月19日
付で経済産業省の戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金に採択されましたので、
8月1日から設置されることになりました。タウンマネージャーの神田氏につきましては事前
に商業関係者と打ち合わせを行い、8月から直ちに活動できるよう準備をしているところでご
ざいます。

次に、飯塚本町東地区優良建築物等整備事業における推進協議会が参画意向を示した分譲マ
ンション事業者13社に対し、提案募集を行いましたところ、今月25日までに2社から企画
提案書が提出されております。今後、この提案書を参考にいたしまして、分譲マンション事業
者の公募条件などを協議会で協議することにしております。また、飯塚本町東地区商業の活
性化については、商業ゾーンの施設配置イメージを現在検討しておりまして、8月6日に商業の
活性化研究会分科会を開催することにしております。

次に、新飯塚商店街のアーケード撤去工事が7月28日から9月22日までの間で行われま
す。撤去後の歩行者空間整備については、9月中旬以降にワークショップを開催していく予定
でございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

永末委員

少しお伺いしたいんですけれども、この7月25日水曜日に2社が企画提案書を提出という
ふうに書いてありますが、この2社というのはどこの会社になるのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

いずれも福岡市内の会社でございます。会社名は株式会社シフトライフとトータテ都市開発
株式会社という企業さんでございます。

永末委員

あと、タウンマネージャーさんが8月1日に設置されるということで、神田邦夫氏ですかね、
こちらの方、実際設置されて就任して今後計画に大きく関わっていくことなるかと思うん
ですけども、実際この方がどういった形でこの中活に関わっていった、どういった関わり方
をされていくのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

今回のタウンマネージャーにつきましては、商業の活性化に特化した形で就任をしていただ
いております。8月から早速、いろいろ商店街の団体との協議もさることながら、各個店の魅
力アップに向けての店舗診断と。そういったことをまずはやっていくというような形で事前
の協議が進んでおるところでございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成24年7月九州北部豪雨の被害状況について」、報告を求めます。

総務課長

平成24年7月九州北部豪雨の被害状況について、その概要を報告いたします。配付いたしております「平成24年7月13日からの集中豪雨による被害状況等」の資料をご覧いただきたいと思っております。1ページをお願いいたします。7月13日から14日にかけての九州北部を中心とした大雨につきましては、福岡県下では久留米市や柳川市、八女市、筑後市、うきは市、みやま市及び広川町の区域において、災害救助法による救助が実施されるなど、筑後地方を中心に大きな被害をもたらしております。

本市におきましては、立岩にあります飯塚支部局の雨量計では13日の午前9時から14日の18時までの総雨量が207ミリで、最大時間雨量は14日午前4時頃の45ミリで、大きな数字とはなっておりませんので、幸いに大きな被害には至っておりませんが、一部地域におきまして、低地での浸水被害等が発生いたしております。表のほうですが、27日の15時現在の被害状況でございます。中段のところですが、住家被害につきましては一部損壊が1棟、床上浸水が3棟、なお、この内の1棟は上の段の一部損壊の1棟分を含んでおります。床下浸水が28棟、また、店舗や事業所等の非住家での浸水被害が11棟となっております。この他の被害といたしましては、道路が損壊と冠水を合わせまして28箇所、橋梁の損壊が1箇所、河川の施設・設備損壊が2箇所、がけ崩れが6箇所となっております。なお、ここには記載しておりませんが、農林業関係におきましては、原課のほうで現在民地調査等を行って、約400件等の民地調査を行っているような状況がございますので、そちらの被害の分は、また別途出てこようかと考えているところではございます。

それから2ページをお願いします。自治会別被害状況表でございますが、今回は表に記載のとおり平恒自治会と天道自治会の穂波地区での被害が最も多く、具体的に申しますと平恒地区では「穂波あじの街付近」の住宅・店舗、天道地区においては「天道駅前周辺」における住宅や店舗等が主な被害があったところでございます。また、庄内の赤坂地区におきまして、一部損壊が1件発生しておりますが、これは庄内橋付近の住家でございますが、ちょうど庄内川が蛇行をしている部分の直ぐそばに住家がございまして、庄内川の水位が上昇した時に一時的に川の水が蛇行部分にあたりまして、そこを乗り越えて住宅に及んだため玄関等のガラスを破損させたものでございます。結果的に床上浸水の被害となったものであります。

3ページをお願いします。災害避難者の状況でございますが、今回は避難勧告や避難指示等は発令しておりませんが、13日の11時頃と14日の5時頃、15時頃の強い雨が降った時間帯におきまして、自主的に避難をしたいと申された方々がおられましたので、各対象地区で対応をいたしたところでありませぬ。

4ページをお願いします。13日から14日にかけての行動の記録でございます。13日の16時22分に大雨注意報が発表されたため災害警戒準備室を設置し、気象・河川情報の収集をしている中で、14日の午前0時55分に大雨・洪水警報が発表されたため災害警戒本部第2-A配備設置し、職員90人体制で警戒体制に入りました。午前3時を過ぎた頃から雨が強くなり、4時38分に土砂災害警戒情報が発表されたことから第2-B配備とし、職員を180人体制に増員して警戒本部を拡大するとともに、河川パトロール班を出勤させるなどして警戒にあたっております。雨は3時55分から4時55分の間に1時間最大雨量45ミリを観測いたしました。その後小降りとなり6時過ぎにはやみまみしたので、各支所等からの情報によりまして被害状況の民地調査を行うとともに、し尿処理などの対策にも着手いたしております。その後14時頃から再び雨が強くなりましたので、各支所との連絡を密にとりなが

ら土砂災害等への警戒もいたしておりましたが、17時過ぎにはその雨も止み、その後の大きな被害報告もなく、21時45分に大雨警報が解除されましたので、災害警戒本部を解除いたしましたものであります。

5ページをお願いいたします。13日から14日にかけての降水量と遠賀川河川事務所の川島水位観測所の水位の状況でございます。強い雨は13日の11時から12時頃と、14日の4時から5時、14時から16時ころにかけて3回のピークがありましたが、2回目のピークの後、午前7時に川島の水位が5.4メートルを記録し、氾濫危険水位に達しました。この時点においては降水量は0ミリで既に雨はやんでおりましたが、遠賀川下流域の直方市の日の出橋観測所の水位が高かったために、この水位になったものと考えております。また、その後水位は下がりましたので遠賀川周辺等での被害は発生しておりません。

6ページをお願いします。最後に被災者に対する救済制度でございますが、今回災害対策本部の設置はいたしておりませんが、一部浸水被害等が発生しておりますので、過去の災害時における救済制度の内容とほぼ同様の支援策をとることといたしております。この中で災害見舞金、一番上の欄でございますが、交付に関しましては、県内で災害救助法による救助を実施された市町村、最初に報告をいたしました、この市町村がございました関係で、これに伴い災害弔慰金等の支給について福岡県内の全市町村が適用となる旨の通知が県からあっておりますので、県の災害見舞金の交付もここに記載をいたしております。なお、これらの救済制度につきましては、被害に遭われました方々に対しまして、個別に案内をし支援を行っているところであります。

今回の集中豪雨におきましては、本市では降水量がそれほど多くなく、また降る時間帯も1、2時間程度であったため大きな被害には至っておりませんが、遠賀川の上流部にあたります内野地区では時間降水量が74ミリ、また嘉麻市においては桑野地区で67ミリ、平地区で84ミリを記録するなどしたため、穂波川や庄内川の水位が一時的に非常に高くなりました。今後とも集中豪雨の際は、市内の状況把握は勿論のことですが、本市に影響を及ぼすような周辺地域での気象情報や河川情報等に最大限注意を払いながら、警戒をしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

明石委員

先ほど家屋とかそういう状況は述べられましたけれど、農業関係がまだ出てないということで、これはいつ頃までにどういうふうな形で出されますか。

総務課長

この報告書につきましては県への報告ということで、農業関係についてはこの中に入っておりません。原課におきまして、今朝現在で調査した件数が400件と先ほど最初に申しましたけれども、これについていま詳細の災害の部分で精査している状況というふうに聞いております。ただいずれにしても、被害に遭った部分、農業被害、それから道路被害については災害におきます予算措置等も考えているということでございますので、現在のところ8月上旬ぐらいには確定を行いたいということで原課のほうからは聞いております。

明石委員

おそらく農業関係は旧筑穂の内野地区がかなり多いと思います。ぜひ早急な対策をお願いしたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

明石委員

もう1つ、関係でちょっと質問させていただきたいと思うんですけど、実は飯塚市だけでなく、八女市とか、そういうところにすごいがれきが出ているということで、県から何か申し込みが来ていますか、そういう処理に対しての。ちょっとこれを聞かせてください。

総務課長

その件につきましては、県の環境部のほうから、飯塚市においては環境施設課のほうに直接案内が来ております。大雨により生じた災害廃棄物の処理に関する広域的な協力の要請についてということで、7月18日付でそういう案内が来ております。いま環境施設課のほうでは、まだできるかどうかとかいうようなこと的狀況等でございますけれども、受け入れる方向で検討中ということで報告をし、現在協議をしているというふうに聞いております。

明石委員

所管が違いますので、あまり詳しいことは言われなからと思いますけれども、東北のがれきよりもまずこっちのほうのがれきを先にするべきじゃないかと私は思っていますもので、ぜひ協力をお願いして、これはいま言いましたように所管が違いますので、あまり詳しいことは言いませんので、ぜひお願いしたいと思って質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

1ページの住宅被害のところの一部破損ということで、庄内地区1件あげられておりますが、ちょっと状況を詳しく聞かせていただいてもいいですか。

総務課長

ここの1件につきましては、1人所帯の方でございます。最初に申しましたとおり、玄関等が破損し、また床上浸水等がありますので、中の片付け等をですね、なかなか一人ではできないということで、これにつきましては、社協等を通じながらボランティアの派遣をするような方向でいま作業を進めております。またし尿のほうはすでに終わっておるところでございます。なお、現在その1人の方でございますが、なかなか中にすぐに住める状況でないということで、田川の知人宅のほうにいま避難されているという状況でございます。

永末委員

あともう1点、道路の被害のことについてお聞きしたいんですが、冠水が16カ所、飯塚市全体であがっておりますが、特に庄内の3箇所というのの場所をお聞きしてもいいですか。

総務課長

庄内につきましては、赤坂橋のバス停付近が1カ所、それから赤坂合ヶ坂集落内の道路、それからJA庄内支所前の3カ所でございます。

永末委員

今3カ所おっしゃっていただきましたが、JA庄内支所前、ここは綱分という地区にあたると思うんですけども、数年前の被害のときにもここが浸水しているんですよ。川がすぐ近くに流れていて土地が低いみたいで、浸水しやすいということで、この前住民の方からも直接お話をいただきまして、どうにかならないものかというふうな話をいただきました。当然、他の飯塚市内の箇所も被害に遭われていますんで、全体的に改善していただきたいという気持ちはあるんですが、こちらの3カ所目、最後に言われたJAの庄内支所ですかね、の前につきましては、すぐ近くに飯塚市役所の庄内支所もありまして、あの辺りも浸水被害のほうひどいということで、そういったところに関しましては、本当に地域の今後の防災の拠点となるべき場所が実際に浸かってしまうというような形になっておりますんで、市長におかれましては浸水対策についてはしっかりと取り組んでいきたいという旨を所信表明のほうで聞いておりますんで、ぜひそのあたりの部分、今後しっかりとやっていただきたいと思います。市長の今後の取り組みのお考えのほうを聞かせていただければと思います。

総務部長

今のご質問の件でございますけれども、いま私ども建設関係のほうで浸水対策の基本計画をつくって、その実施を行っております。そういった中で今回の件につきましても県あたりとしっかりと打ち合わせをしながら再度詰めていきたいということで、市長のほうからもしっかりやるようにと指示を受けておりますので、建設部共々進めてまいりたいというふうを考えております。

永末委員

その基本計画自体、大体いつぐらいに。いま言われた分で。

総務部長

短期、中期、長期という形で実施しておりますが、これにつきましても短期に分について実施をして、そして中期についても前倒しできるものやっていくという形で進めておりますし、また庄内関係ですね、これについては庄内川の部分については県のほうに強く要請をしながら、それに合わせてやっていくということで、できる限り早くということで努めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「東日本大震災被災地職員派遣について」、報告を求めます。

人事課長

職員派遣につきましては、これまで東日本大震災飯塚市支援対策本部会議におきまして、平成23年度に引き続き、本年度においても被災地の一日も早い復旧復興支援のため、派遣調整を行ってまいりましたが、このたび全国市長会を通じまして、福島県郡山市及び相馬市から派遣要請があり、地方自治法第252条の17の規定による協定書を取り交わし、職員派遣を決定いたしましたので、その概要につきましてご報告いたします。

まず、郡山市への派遣につきましては、8月1日から来年の3月までの8カ月間、事務職1名を派遣いたします。途中4カ月、12月1日で交替いたす予定としておりますので、前半、後半あわせて2名の派遣となります。派遣者につきましては、前半、後半ともに30歳代の男性職員といたしております。郡山市での業務内容は、被災者生活再建支援制度や災害援護資金貸付金の申請受付、義援金等の申請受付及びその支給業務などとなっております。

次に、相馬市への派遣についてでございますが、8月6日から来年3月までの約8カ月間、事務職1名を派遣いたします。途中、2カ月、3カ月、3カ月で2回交替いたしますので、あわせて3名の派遣となります。派遣者につきましては、前半の約2カ月を30歳代女性職員、途中の3カ月を20歳代男性職員、後半の3カ月を40歳代男性職員といたしております。相馬市での業務内容は、災害危険区域の土地の権利調査、防災集団移転の用地取得に関する事務など、都市整備に関する業務に従事することとなっております。なお、郡山市につきましては、平成23年11月20日から平成24年3月2日までの約4カ月間事務職を交替で派遣をしたところでございます。また、相馬市につきましては、昨年、被災後4月に救援物資の搬送を行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成24年度職員採用試験について」、報告を求めます。

人事課長

平成24年度の職員採用試験につきましては、本年10月14日、日曜日に、近畿大学産業理工学部におきまして実施することといたしまして、7月17日、火曜日に公告を行いますとともに、市のホームページにおいてもその旨を掲載いたしました。また、8月号の市報にも掲載することといたしております。

試験区分及び採用予定者数につきましては、行政事務が12名以内とし、うち障がい者対象枠として2名以内、技術職では土木職を5名以内、建築職を1名以内、そして保育士5名以内で、全試験区分を合わせまして、23名以内としております。なお、昨年度は全体で18名以内、一昨年は15名以内といたしまして実施しております。

今後のスケジュールといたしましては、8月10日、金曜日から募集案内を人事課において配付いたしますとともに、同日より本市ホームページからもダウンロードが可能となります。申込期間は、8月27日、月曜日から9月12日、水曜日までとなっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市県民税変更決定処分取消請求控訴事件について」、報告を求めます。

課税課長

市県民税変更決定処分取消請求控訴事件について報告をさせていただきます。この件は平成24年3月13日の本委員会で報告しておりました市県民税変更決定処分取消請求控訴事件につきまして、平成24年6月28日に福岡高等裁判所において判決がありましたので、その内容をご報告いたします。

本事件は、平成22年8月23日付で、平成16、17、18年度の市県民税変更決定処分を行ったところ、原告が当該変更決定処分が法令違反であり無効であるとして、処分の取消しを求めた訴訟、第1審で平成24年1月17日に福岡地方裁判所において原告の請求を棄却する判決がなされ、それに対し原告が控訴していたものであります。

本判決は、1.本件控訴を棄却する、2.控訴費用は控訴人の負担とするとされまして、原審判決どおりとするとなっております。なお、原告はこの判決を不服として、平成24年7月11日付で最高裁判所へ上告及び上告受理の申立てを行っておりますので、引き続き顧問弁護士である井上弁護士を訴訟代理人として委任しております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。